

# 町県民税の年金からの天引きについて

## 1. 経過

65歳以上の公的年金受給者のうち、町県民税が課税される方の多くが、平成21年10月支給分の年金から町県民税天引きが始まりました。これにより、納税のために金融機関や町役場に出向く負担が軽減されました。都合で納付にいけなかったり、納め忘れにより督促を受けることがなくなります。支払い方法の変更であり、新たな税負担は生じません。

## 2. 法的根拠

地方税法第321条の7の2～321条の7の10 同法施行令第48条の9の11～48条の9の14  
同法施行規則第9条の6～9条の8

## 3. 公的年金から住民税が天引きされる方(年金特徴)

以下のすべてにあてはまると、町県民税のうち公的年金所得に係る税額が、年金から天引き(特別徴収)されます。給与所得については、給与天引き又は普通徴収で納付します。公的年金・給与以外の所得にかかる町県民税については、普通徴収での支払いになります。

- ①前年中の公的年金等所得に係る町県民税が課税されている。  
(公的年金のみの収入が1,488,001円以上)
- ②4月1日現在、年額18万円以上の老齢年金を受給されている65歳以上の方
- ③同じ年金から介護保険料も天引きされている
- ④同じ年金から所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を差し引いても住民税を上回る残額がある。
- ⑤1月1日以降に引続き上三川町内に居住している

## 4. 年金天引きの中止について

次のような場合は、年金天引き(特別徴収)が中止されて未徴収分が普通徴収になり、納めるべき住民税が残っている場合は、納付書・口座振替で納付していただくこととなります。

一度普通徴収になると、翌年度天引きの対象となった場合でも、上半期は普通徴収になり(1期・2期分)、10月から年金天引きになります。(10月 12月 2月の年金)

実際に年金から天引きを止めるためには、町税務課から日本年金機構などの年金保険者へ、年金支給日の約2ヶ月までに中止の連絡をしなければなりません。

- ①天引き(特別徴収)されている年金の支給が停止されたとき。年金支払額が変更になったとき
- ②介護保険料の、年金からの天引きが中止されたとき
- ③所得や控除額が変更されて、町県民税の額に変更があったとき(増額・減額とも)
- ④他市町村へ転出したとき(住民票を異動したとき 翌年度は課税なし)
- ⑤死亡したとき(翌年度は課税なし)

他の事由により天引き中止する場合は、年金支給日の約2月前までに中止の連絡をする必要がありますが、死亡の場合は「年金保険者が、年金支給日の1月前までに死亡の事実を把握した場合は、年金支給が停止する」

【事例】9月中に死亡した場合、10月15日支給の年金から住民税は天引きされるか？

【回答】年金受給者が死亡した場合は、死亡日から14日以内に年金受給者死亡届を提出することにより年金支給が提出されることになっていますが、実務上は10日毎に市町村から死亡者データを年金機構等に送付し、支給停止の事務を行っています。

9/15までに死亡の事実を確認した場合できた場合は、10/15の年金支給が停止されます。また、9/15以降に死亡した場合でも、10/15前に振込口座が凍結されたことにより、結果的に年金が振込できず住民税が天引きできない場合もある。

- ⑥天引きすることにより、年金支給額がなくなる場合(2月に一度支給される年金支給額が天引きする所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、住民税の合計よりも大きい必要あり)
- ⑦年金に担保を設定された方

### 5. 年金天引き中止の手続きが間に合わず天引きされてしまった場合

住民税額の変更、死亡、住所の異動など、法令の定めにより町県民税を年金から天引きしては  
いけない状態になった時は、直ちに年金から引いてはいけない税額を普通徴収に変更します。

ただし、実際に年金から天引きを止めるためには、町税務課から日本年金機構などの年金保険  
者へ、年金支給日の約2ヶ月までに中止の連絡をしなければなりません。

そのため年金天引きを中止にしなければいけないことがわかった時点から約2ヶ月以内に年金  
支給日があると、支払いの必要のない住民税額が年金から天引きされてしまいます。

この、天引き中止の手続きが間に合わなかったために、謝って天引きされてしまった税額は、  
年金支給日の翌月に年金機構から町に振り込みがあった後で、還付させていただきます。

### 6. 年金天引きする年金支払者(年金保険者:特別徴収義務者)

老齢等年金支払いの際に徴収した住民税額を、徴収した翌月の10日までに町に納入

- ①日本年金機構(旧社会保険庁)
- ②地方公務員共済組合
- ③国家公務員共済組合連合会
- ④日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤農林漁業団体職員共済組合

### 7. 年金天引きに関するQ&A

①町県民税が年金天引きになっているのに、給与からも天引きされた。

→年金から天引きされる町県民税は、公的年金所得にかかる税額のみであり、給与所得や  
その他の所得(営業・農業・不動産・寿音所得など)にかかる町県民税は天引きできません。

②町県民税が年金天引きになっているのに、6月に納付書が届いた。

→年金天引き対象者も、初めて天引きになる年度は、年税額の半分を普通徴収(納付書払い、  
口座振替)で納付することになります。また、税額変更等の理由により天引きが途中で中止に  
なった場合は、翌年度も年税額の半分が普通徴収(1期 2期分 納付書払い、口座振替)に  
なります。

③町県民税が年金天引きになっているのに、年度途中で納付書が届いた。

→所得や控除額が変更されて、町県民税の額に変更があったときは、天引き中止になるときが  
あります。そのため、天引きできなくなった税額を普通徴収で納付することになります。  
2月の年金天引がされないため、翌年度の仮徴収(4・6・8月の天引)は行われず、納付書で  
納付することになります。天引きは10月から再開されます。

④死亡した家族の分の納付書が届いた。

→町県民税は、賦課期日(1月1日現在)に居住していた人に年税額が課税されます。  
残った税額については、相続する人が納付する必要があります。

⑤後期高齢者医療保険料のように、口座振替に変更できないか。

→町県民税の年金天引きの制度上、納税義務者の意思で年金天引きか普通徴収(口座振替)か  
納付方法を選択することはできません。

⑥遺族年金のみを受給しているのですが、住民税は天引きされるのですか。

→遺族年金や障がい年金は、住民税の計算上所得に含めません。したがって、遺族年金以外の  
所得がなければ、町県民税はかかりませんし、天引きもされません。

### 8. 年金天引きの各事例

(1)年金天引きが継続している事例 【年税額が変更になる場合】

①年金天引き初年度(年税額:48,000円)

普通徴収(納付書又は口座振替)		年金特別徴収(本徴収)		
第1期(6月末)	第2期(8月末)	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	8,000円	8,000円	8,000円
年税額 48,000円の1/2=24,000円 これを普通徴収で2期まで納付します。 1期あたりは、年税額の1/4=12,000円		年税額 48,000円の1/2=24,000円 10月から、2月に1回の年金支給月に、年金から 特別徴収(天引き)できます。		

1回あたりは、年税額の $1/6=8,000$ 円

②年金天引き2年目(年税額:42,000円)

医療費控除により前年度より税額減少した

年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,000円	8,000円	8,000円	6,000円	6,000円	6,000円
1年目の2月分と同額を、年金から天引きします。 8,000円×3回 =24,000円			年税額 42,000円から、既に仮徴収で納付した 24,000円を引いた残額18,000円を天引きします。 本徴収分の18,000円を3回に分けて納付します。		

③年金天引き3年目(年税額:45,000円)

扶養人数が減ったためにより前年度より税額増加

年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
2年目の2月分と同額を、年金から天引きします。 6,000円×3回 =18,000円			年税額 45,000円から、既に仮徴収で納付した 18,000円を引いた残額27,000円を天引きします。 本徴収分の27,000円を3回に分けて納付します。		

(2)年金天引きが継続している事例 【毎年、年税額が同じ場合】

①年金天引き初年度(年税額:48,000円)

普通徴収(納付書又は口座振替)				
第1期(6月末)	第2期(8月末)	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	8,000円	8,000円	8,000円
年税額 48,000円の $1/2=24,000$ 円 これを普通徴収で2期まで納付します。 1期あたりは、年税額の $1/4=12,000$ 円		年税額 48,000円の $1/2=24,000$ 円 10月から、2月に1回の年金支給月に、年金から 特別徴収(天引き)できます。 1回あたりは、年税額の $1/6=8,000$ 円		

②年金天引き2年目(年税額:48,000円)

年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
1年目の2月分と同額を、年金から天引きします。 8,000円×3回 =24,000円			年税額 48,000円から、既に仮徴収で納付した 24,000円を引いた残額24,000円を天引きします。 本徴収分の18,000円を3回に分けて納付します。		

③年金天引き3年目(年税額:48,000円)

			年金特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
2年目の2月分と同額を、年金から天引きします。 8,000円×3回 =24,000円			年税額 48,000円から、既に仮徴収で納付した 24,000円を引いた残額24,000円を天引きします。 本徴収分の18,000円を3回に分けて納付します。		

